

令和2年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月23日

佐賀県監査委員	久本智博
同	荒木敏也
同	角貞樹
同	大場芳博

令和2年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 3 各論	
さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）・やわらかBiz創出事業費（地方創生交付金）報告書 P35	
【監査意見】 事業に対する成果指標の追加について	
<p>当事業としては先述の通り、一定の効果が確認できた。</p> <p>「さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）」及び「やわらかBiz創出事業費（地方創生交付金）」の事業目的からすると、現在設定している成果指標以外にも、同事業がサポートし起業した事業が継続している数もひとつの指標にしてみてもどうか。事業が継続しているということは多様な就業機会の創出が継続していることにも繋がり、また、多様な企業が継続し、累積していくことで、県全体が一つのインキュベーションスペース「さがラボ」として有機的に機能することにも繋がるのではないかと考える。</p> <p>今後当事業により、佐賀県から優良なスタートアップ企業が数多く生まれ、大きく成長していくことを期待したい。</p>	<p>（産業政策課）</p> <p>本事業は、県内スタートアップ企業等が佐賀から全国や世界を目指して革新性あるビジネスを立ち上げ、県内において若者・女性等への魅力的で多様な就業機会創出することを目指しているため、事業成果の指標として育成した事業が継続し、実際に雇用創出に繋がっているかまで定点観測していく必要性から指摘されたものとする。</p> <p>一般的にスタートアップは「Jカーブ」の成長曲線をとるビジネス形態で、黒字化までに時間がかかるもののその後は急成長を遂げることを目指している。その分、失敗するリスクや早々に事業戦略を見直す可能性を抱えているが、将来的に飛躍的な成長を遂げることを期待して、県としては事業資金調達事業を並走させつつ、本事業において全国や世界に通用する佐賀発のスタートアップ企業等を発掘し、育てていきたいと考えている。そのため、支援した事業自体</p>

	<p>がどのくらい継続しているかを指標とするよりも、事業がいかに成長しているかを指標にするほうが適正に事業効果を図れると考えているところであり、資金調達成功件数を挙げているところである。</p> <p>現在のところ指標の見直し・追加は考えていないが、継続的に優良なスタートアップ企業を生み出していくためには、多面的に事業効果を計測していく必要性は認識しており、ご意見も踏まえてこれからも適切な効果指標の設定をしていきたい。</p>
--	---

AI・IoT等活用推進事業費（推進交付金）（報告書 p 40）

【監査意見】 センターの運営について

<p>アンケートの収集は、サポーティングカンパニーだけでなく、利用者からも収集すべきであると考え。また、必要な情報が選択形式による設問で収集可能であれば、文章で自由に記載させる形式ではなく、選択形式にすることで回答者の負担が軽減され、回答率が改善される可能性がある。</p> <p>当事業の目的は、県内企業におけるAI やIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことで企業の生産性向上やビジネス創出を図ることである。この目的を達成するためには、センターが交渉の場まで繋いだ案件についてその後どのような契約に至ったのか、どのように解決していったのかの経過について当事者が回答できる範囲で情報を収集することは貴重なナレッジになる。</p> <p>事業内容に記載のとおり、センターの業務内容の一つとして、AI・IoT といった先進技術の中小企業等における活用の実例を調査・集約し、活用方法や導入効果などについて報告書としてとりまとめることになっており、その事例情報の収集に当っては、単に調査活動に留まらず、そのことを通じて県内企業等への普及啓発にも資するよう努める必要があると考えられ</p>	<p>（産業政策課）</p> <p>産業スマート化センターの運営においては、利用者に対して、状況に応じてその後の個別ヒアリング等の対応は行ってきたものの、定型的なアンケートの収集を実施してこなかった。</p> <p>監査意見のとおり、利用者に対するアンケートの収集は、センター運営におけるナレッジの蓄積に資するものであることから、利用者の状況も鑑みつつ実施方法を検討の上、次年度の産業スマート化センターの運営委託業務の内容に盛り込むなどして実施していく。</p>
--	---

る。

このようにアンケート形式を工夫することでより情報収集が可能になり、蓄積されたナレッジを活用して県内企業が抱える事業や経営上の課題に対し、AI・IoTなどテクノロジーを使った解決をしていくことで、当事業の有効性・効率性は更に期待できると考える。

プロフェッショナル人材戦略拠点事業費（地方創生交付金）報告書P43

【監査意見】 支援対象について

佐賀県という地域の特性からすると有力な地場企業であってもプロ人材の採用は困難であることは理解に難くないが、国・県が公として佐賀県内でのプロ人材とのマッチングを推進するのであれば、より採用力に劣るスタートアップ企業・中小企業等への支援を行い佐賀県全体としての産業競争力の底上げに繋げるべきものとする。

当事業は、手を挙げた事業者は支援を受けることができるため機会が公平である。よって、なぜスタートアップ企業等から手が挙がらないかを検証し、周知が足りないのであれば広報を工夫し、条件面がスタートアップ企業等に適していないのであれば条件の見直しの必要性を検討する等を行うことで、より当事業を必要としている事業者に届くような創意工夫を期待する。

（産業政策課）

プロフェッショナル人材の雇用には、相応の待遇や報酬の手当ができる財務力が必要となるため、これまで、比較的規模の大きな企業でのマッチング実績が多くなり、相対的に、追加経費の支出の決断ができない小規模な事業者の割合が低くなっているという点をご指摘のとおりである。

これらの要因に対応するべく、令和2年度から、新たに「副業・兼業」という形でのプロ人材マッチング促進を開始しているところであるが、正規雇用の場合と比較して、人件費を抑えられる点、リモートワークの活用や交通費補助により立地面での不利な影響を緩和することができる点に加え、よりの絞った課題にリーチしやすいといった利点があり、小規模な事業者にも活用しやすくなっている。今後も継続して「副業・兼業」の形態の普及を図り、小規模事業者におけるプロ人材の活用を促し、地域産業競争力の底上げにつなげていく。

また、県と拠点、関係団体等との意見交換等を行いながら、正規雇用や「副業・兼業」を含め、きめ細かい企業ニーズに対応した柔軟な人材活用を提案していく。

創業等支援拠点活動促進事業費補助 報告書P47

【監査意見】佐賀県地域産業支援対策事業について

<p>先述の通り、本センターにおける事業の一部は「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と重複した部分があり、地方自治法第2条15項の「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とする経済性、効率性の観点からは非効率な運営状況である。</p> <p>そのため、今後は、「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と本センターとの事業内容の棲み分けを徹底もしくは業務を集約化する等、より経済的かつ効率的に実施することを検討するべきであると考えます。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>佐賀県地域産業支援センターにおける当該事業では、「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」などと連携して地域の事業者の支援を行ってきており、それぞれ一定の分担、棲み分けがある一方、各機関の支援の向上・多様化などにより、経営相談や専門家派遣等の支援内容に一部重複が発生している。</p> <p>このような状況を改善するため、令和3年度以降、創業等支援拠点活動促進事業費補助を廃止し、上記重複の解消を図ったほか、成長性が見込める起業家やスタートアップ企業等から頼られ、世界で活躍する企業を育てられる存在となることを目指した経営資源配分を行うこととした。</p> <p>そのような支援センターの在り方の見直しの第一歩として、令和3年度から、施設名称を現在の「佐賀県地域産業支援センター」から「佐賀県産業イノベーションセンター」に変更し、新たな市場創出にチャレンジするスタートアップ等の発掘から育成、スケールアウトまでを一貫して支援する、スタートアップコンシェルジュを新たに配置することとしている。本県産業のイノベーションの促進及び県内事業者の事業活動の変革を主眼とする施設へと移行することと併せ、その目的の達成に向け、経済的かつ合理的に事業を実施していく。</p>
--	--

佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金（新規出店者誘致事業）報告書P51

【監査意見】補助金交付申請書における消費税等の取扱いについて

<p>佐賀市における当該状況は、県・市合算後の補助限度額を超える対象経費額であったケースや、限度額内としても事後の補助金返還手続きの煩雑さを回避することを意図した結果として</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>県の交付要綱で消費税等の取扱いを定めているが、市町から申請された補助金交付申請書について、税抜額の申請であっても申請内容に不備がなければ受理し、内容の審査を行っている</p>
--	---

<p>生じた状況かもしれないが、特に対象経費額が補助限度額内であるケースについては、各市町または県は、各間接補助事業者に対して、消費税申告の状況を踏まえた申請をするように指導することが必要と考えられる。</p>	<p>る。</p> <p>消費税の申告については各間接補助事業者の状況を踏まえたものとなるよう、県として税込額もしくは税抜額の判断は各間接補助事業者に委ねることとし、市町に対しても同様に扱うよう周知を行った。</p>
---	--

佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金（新規出店者誘致事業）報告書P51

【監査意見】 完了検査における現地確認について

<p>現地確認は、改装状況が確認出来る営業時間内における実施が望ましいため、県が直接的に現地確認をしない場合には、各市町から現地確認報告書等を入手し確認することが望ましいと考えられる。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>完了検査は、基本的に市町への書類等確認後、現地確認を行うこととしているが、夜間もしくは週末しか営業していない場合もあることから、その際は市町へ営業実態を確認している。</p> <p>今後も、基本的には現地確認を行っていくこととするが、現地確認が店休日や営業時間外に当たる場合は、市町に現地確認報告書等を依頼し、確認することとしている。</p>
--	---

小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）報告書P56

【監査意見】 経営発達支援計画の策定状況について

<p>佐賀県内では、全25団体(佐賀県商工会連合会を除く)のうち、平成28年度に18団体、平成29年度に3団体、平成30年度に2団体、令和元年度に1団体、計24団体が既に認定を受けていたが、武雄商工会議所の経営発達支援計画は未認定となっていた。小規模事業者の経営発達に特に資する計画を早急に策定し、認定を受けることが必要と考える。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>平成26年度の法改正以降、各商工団体が小規模事業者支援のために経営発達支援計画を作成し、国の認定を受けてきたところである。佐賀県内全ての商工団体が認定を受けるべく、県からも商工団体に対して要請を行ってきたところであるが、現状未認定の団体があるもの。</p> <p>認定を受けた商工団体は国の補助制度を活用することができるため、今後とも未認定の商工団体については、計画の作成及び認定に向けて要請・サポートを行っていきたい。</p>
---	--

小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）報告書P57

【監査意見】 経営指導員の設置基準について

<p>商工会等の業務として、今後は、更に中小企業再編による競争力強化、デジタル化による生産性向上の加速化などの新たな課題への対応が必要となることも予想される。佐賀県の経営指導員設置基準は、平成23年度を最後に改定されていないが、今後は、経営発達支援事業導入以降における県内商工会等の業務遂行状況及び人員過不足状況、国による中小企業再編促進施策等の方向性、更には、他都道府県の設置基準の改訂状況なども踏まえながら、経営指導員設置基準を柔軟に見直していくことが必要と考える。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>小規模事業者等の経営改善普及のためには、適切な経営指導員の設置が必要である。経営指導員配置基準については、域内の小規模事業者数を基に定数を定めており、将来的に小規模事業者数が減少する可能性も考慮すれば、将来的な経営指導員の配置基準の見直しも検討しなければならないと考える。</p> <p>配置基準の考え方については、九州各県との意見交換等も行っており、今後とも他県の取組等も参考にしながら検討を行っていきたい。</p>
---	---

小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）報告書P57

【監査意見】 経営指導員の定数超過団体について

<p>補助金交付額に応じた効果を測定するためには、商工会等別の巡回・窓口指導件数÷経営指導員数、巡回・窓口指導件数÷小規模事業者数などの相対的成果指標を設定して、定数超過状態に関する効果を測定する必要があると考える。</p> <p>なお、小規模事業者数が減少した場合、団体間で合併した場合等の経過措置は、佐賀県特有の措置ではなく、全国的にも同様の経過措置が適用されている様である。また、前述の通り、商工会等の業務量が増加する一方で職員の増員が図れない、との報告が全国商工会連合会からなされている。今後は、経営指導員設置定数の水準自体の再検討が必要になるかと考えられるが、何れにしても、経過措置適用による各地区間・団体間の不公平性は、本来は解消されるべきものと考えられ、団体間の人事異動等も含めた対応がなされることが望ましいと考える。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>補助金交付額に応じた効果の検証のためには、団体別の相対的成果指標による検証が必要であると考え。また巡回・窓口指導件数だけでなく、計画策定や支援制度の活用実績についても相対的指標による検証が必要であると考え。ため、今後は相対的成果指標による検証及び指導等に取り組んでいきたい。</p> <p>なお、小規模事業者数の減少等による経営指導員配置基準の経過措置については、要件を満たしていればすべての団体が同様の経過措置を適用できるものとなっており、現時点で適用されているか否かの違いはあるものの、不公平性はないものとする。</p>
--	--

中小企業事業承継円滑化支援事業費（報告書 p59）

【監査意見】 磨き上げ支援事業における補助対象経費について

本事業は、「後世に残すべき価値ある企業を100社見出し、円滑な事業承継を支援する」ことを目的として、見える化(知的資産経営報告書作成)支援事業等では、事業の強み・弱みを経営者が把握し、磨き上げ支援事業では、その強みを活かし、または弱みの解消を図る様な事業に対して補助金を交付するものと考えられる。具体的には、交付要綱にもある様に、新商品開発・新サービス導入による営業力強化、生産効率向上によるコスト競争力強化を図り、同業他社が容易には追随できない様な差別化により事業価値の源泉を高めて円滑な事業承継を推進することが本来の目的と思われる。そのため、改装・改修費、経常的経費、経常的設備投資の様な項目は、同業他社も資金があれば実施できるような事業であり、本来は補助対象から除外されるべきものではないかと考える。

但し、本事業の補助限度額は100万円程度であり、差別化を図るほどの事業遂行は現実的には難しいかもしれない。そうであれば、改装・改修費等の支出（差別化には直結しないが、事業価値の改善には繋がる支出）も補助対象経費にすることを補助金交付要綱に明示する必要があるものとする。

(産業政策課)

事業者の事業承継に向けた課題は業種業態等によって様々である。

このため、県として喫緊の課題となっている中小企業の事業承継の促進を図っていくにあたっては、多様なニーズに応えられる事業により、より多くの事業者の課題解決の後押しを図る意義は大きいものと考えている。

なお、改修・改装費等の支出（差別化には直結しないが、事業価値の改善には繋がる支出）も補助対象経費にすることについては、ご指摘を踏まえ、補助金交付要綱に明記するなどの検討を行いたい。

中小企業事業承継円滑化支援事業費（報告書 p60）

【監査意見】 磨き上げ支援事業における実績報告について

事業承継は、一般的に親族内承継・従業員承継・M&A(外部譲渡)の3つに大別されるが、何れにしても短期間で実行完了となるものではなく、場合によっては、一定期間を掛けても最終的に事業承継に至らないケースもある。また、事業承継の前提となる新商品開発・生産性向上も単年度では達成できない状況もあると思われる。

(産業政策課)

事業承継の実現には長い期間を要することから、中期的な支援や進捗の管理が重要であると考える。

当事業においては、事業者の中期的な計画として事業承継計画を策定することとしており、事業承継までの取組について把握するとともに、商工団体等の支援機関による支援について

<p>る。</p> <p>上記の実績報告書は、補助金交付年度のみ提出が求められているが、事業承継の本質等からして、3～5年間は毎年度において進捗状況報告書等の提出を求め、個別案件のフォローアップをする必要があると考えられる。また、個別案件のフォローアップ結果を今後の事業承継円滑化施策の策定に活かして頂きたいものとする。</p> <p>なお、補助金交付翌年度以降も個別事業者と継続的に接触がある支援機関(商工会等)を通じて、進捗状況報告を受ける方法も考えられる。</p>	<p>も支援機関の確認書により把握しているところである。</p> <p>事業の目的である円滑な事業承継の推進の達成状況については、事業承継完了時に提出される届出書で把握することとしているが、商工団体等の支援機関を通じて、事業承継計画の取組状況についても把握に努めていきたい。</p>
---	---

中小企業事業承継円滑化支援事業費（報告書 p60）

【監査意見】 事業承継事例集の作成について

<p>経営者が地元の様々な形態の事業承継成功事例に触れることにより、経営者の選択肢の幅が広がり、早期に事業承継実施に当たっての課題・対策を認識することが出来るものと考えられる。今後も定期的に当該事例集を作成する事業を実施して頂きたいものとする。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>事業承継の実例については、当事者以外に知られる機会が少なく、事業者や支援機関にとっては、参考となる事例の把握が困難である。</p> <p>今後も定期的に事例集を作成することとしている。</p>
--	--

さが土産品開発支援推進事業費報告書P65

【監査意見】 支援対象事業者の選定手続きについて

<p>支援対象事業者選定要領に従って事業者の選定が行われているが、事業者と佐賀県及び佐賀県地域産業支援センターとの間で、事業目的、コンサルティング内容に関する認識の十分な共有化がなされていなかった可能性がある。今後は、コンサルティング業務の位置付け、限界等について、事前に候補者と相互認識を深める必要があるものと考えられる。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>令和元年度はコンサルティング支援対象事業者の1者が支援中断となったところであり、今後、同様の事業を実施する場合は、事前説明を行うなど候補者との共通認識がより図られるよう取り組んでいきたい。</p>
--	--

さが土産品開発支援推進事業費報告書P65

【監査意見】 直接委託先からの実績報告書について

<p>個別事業者へのコンサルティング支援を県と外部専門業者との直接的な随意契約ではなく、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通じた再委託契約の形態を採用した目的に鑑みると、今後は、プロジェクト全体の実行・管理、コンサルティングのノウハウをより深めることを促すような様式の実績報告書の提出を求めることが必要と考える。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>実績報告書として、ワンストップサービス拠点として、コンサルティング実行支援に当たっての現状認識や課題、ノウハウ蓄積等に関する実績報告は求めていなかったが、ご指摘のとおり、プロジェクト全体の実行・管理、コンサルティングのノウハウをより深めることを促すような実績報告書の提出を求めることが望ましいと考えるため、今後同様の事業を実施する場合は報告書の様式などの整備を図っていききたい。</p>
---	---

さが土産品開発支援推進事業費報告書P66

【監査意見】 再委託の承諾手続きについて

<p>過去の実績等を踏まえた上で県と同センターが協議して選定されたものと思われるが、協議経過を正式な書面として残す必要があるものと考ええる。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>委託業務のうち個別事業者へのコンサルティング支援業務について、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通じて外部専門業者に再委託する形態を採用し、過去の実績等を踏まえた上で県と同センターが協議して選定したところであるが、ご指摘の点を踏まえ、今後同様の契約形態を採用する場合は、協議経過を残すなどより適切な事務執行を図っていききたい。</p>
--	--

中小企業連携組織対策事業費補助（人件費及び事業費）P71

【監査意見】 会員組合数について

<p>組合員企業の経営悪化等により組織体制が脆弱化し、組合数が年々減少している状況かと思われるが、その様な中であっても、中小企業団体中央会は、中央会加入のメリットを会員組合に提供し、組合解散・中央会脱退回避、組合新規組成・中央会加入を促し、中小企業連携組織の持続的な発展を図っていくことが使命と思われる。</p> <p>近年の自然災害、新型コロナウイルス感染拡</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>佐賀県中小企業団体中央会は、個々の事業協同組合等が組織化のメリットを効果的に発揮し得るよう、事業及び経営の指導等を行われるなど中小企業の支援組織として大きな役割を担われている。</p> <p>県としても、県内産業の活性化のためには、事業協同組合及び中小企業者の振興が不可欠であると認識しており、組合及び組合員企業に対する支援、指導等の重要性に鑑み、中小企業連</p>
--	---

大等により、事業者の経営環境が大きく変化してきており、従来から中央会でも重点事項とされている生産性向上、事業継続計画策定、事業承継対策、人材確保・育成、働き方改革などに加えて、今後は、デジタル化による生産性向上の加速化、中小企業再編による競争力強化、テレワーク推進なども新たな課題として対応が必要となる。個別事業者では対応が難しい課題の解決に向けて、組合組織の重要性が増す側面も多いと考えられる。

中央会による近年の実地指導件数は増加傾向にあり、県の中小企業連携組織対策補助事業の充実・改善が伺える状況にはなっているが、中小企業連携組織の持続的な発展のためには、現在は設定されていない成果指標として、会員組合数の維持、又は、新規加入推進、組合数減少率改善などを掲げて、中小企業団体中央会と佐賀県が一体となって指標達成を目指す必要があるものとする。

携組織対策が推進できるよう努めている。

今後はさらに、生産性向上や事業承継など組合、組合員企業の多様化、複雑化する経営課題に応じた支援等を図っていく必要があることから、中小企業団体中央会と成果指標の設定を含めた検討を行うなど中小企業連携組織対策事業の更なる推進を図っていききたい。

事業継続計画（BCP）策定支援事業費（報告書 p73）

【監査意見】 シンポジウム等の開催について

豪雨災害や新型コロナウイルスにより、県内中小企業におけるBCP策定に対する重要性の認識は高まりつつあるものと考えられるが、県としてもシンポジウム(オンライン開催を含む)等への積極的な参加を呼び掛けて、更なる普及啓蒙を行って頂きたいものとする。

(産業政策課)

近年、九州北部においては毎年のように大規模な自然災害が発生し、また、新型コロナウイルスのような感染症の流行により、中小企業は大きな影響を受けており、BCP策定の必要性は高まっているものと認識している。

令和3年度の事業においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、リアルとオンラインの混合方式でシンポジウムを開催したところである。

今後も、シンポジウムへの積極的な参加の呼びかけや参加しやすい開催方法の検討により、BCP策定の必要性の普及啓蒙を図っていききたい。

中小企業事業資金貸付金（新規貸付分）（報告書p75）

【監査意見】 県制度資金の新設・統廃合について

<p>現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域経済状況が急激に変化しており、特に新型コロナウイルス感染症については収束の目途が立っておらず、企業者にとっては不透明な経営環境が今後も継続する可能性がある。</p> <p>上記の通り、企業立地等資金、雇用促進資金などは、一定期間新規貸付がない状況であったが、制度が継続され融資枠が確保されていた。今後は、まずは、過去の制度別貸付率(新規貸付額÷融資枠)を踏まえた上で、経営環境・地域経済・企業者ニーズの変化を早期にキャッチアップし、重点産業・重点施策等を明確にしてから、今まで以上に制度融資の新設・統廃合、融資枠改定をタイムリーに実施して頂きたいものとする。</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>県制度金融は、民間金融機関や政府系金融機関による融資を補完するものとして、県が融資条件（利率、限度額、保証料率）を定め、一定額を金融機関に預託し、佐賀県信用保証協会が公的な保証人となって中小企業者の信用力を補完し、融資を行う制度である。</p> <p>資金メニューについては、地域経済状況の変化をみながら金融機関や同協会と意見交換を行い、中小企業者の資金需要をキャッチアップし、タイムリーな設定を行っていく。</p>
---	--

佐賀県信用保証料補給費補助金（報告書 p 79）

【監査意見】 代位弁済率推移及び損失補償金について

<p>現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域経済状況が急激に変化しており、特に新型コロナウイルス感染症については収束の目途が立っておらず、企業者にとっては不透明な経営環境が今後も継続する可能性がある。足元では新型コロナウイルス感染症対応資金等により、企業の倒産件数は前年度並みで推移している様であるが、今後の状況は分からない。</p> <p>本事業の趣旨からすると、中小企業の金融円滑化を図るために、一定範囲内の代位弁済額、損失補償金交付は想定しているものと考えられるが、今後は、想定を上回る代位弁済額、損失補償金交付が発生する恐れもあり、事業者の信用リスク管理、経営改善支援、代位弁済率推移管理等の重要性がより高まるものと考えられ</p>	<p>(産業政策課)</p> <p>佐賀県における新型コロナ対策資金については、制度要綱等の定めにより、半期ごとに融資金融機関から佐賀県信用保証協会に対して期中管理のモニタリング報告が義務付けられているところである。</p> <p>特に、新型コロナ対策資金の融資残高は1,600億円程度に達することが予想されており、今後、代位弁済額が増加傾向となれば、県の損失補償額の増加に伴う県財政への影響も懸念されることから、同協会の統計資料を通じて、代位弁済の発生状況を注視するとともに、同協会の決算監査立会等の機会を活用し、より詳細な代位弁済の発生状況の把握に努めていきたい。</p>
--	--

る。

県は、保証協会・金融機関と連携して、初期延滞先、新規事故報告先へのアプローチ、改善支援対応を早期のうちに実施し、また、一方で、制度別・業種別・地域別・金融機関規模別(都市銀行・地方銀行・信用金庫他)に代位弁済率推移等のデータを整備し、県の想定する代位弁済率との乖離状況に注視しながら、県の損失補償金交付額が一定額内に収まる様に管理を徹底する必要があるものとする。

佐賀県信用保証料補給費補助金（報告書 p81）

【監査意見】 貸付年度別の代位弁済額について

当該状況については、制度別・業種別・地域別・金融機関別等に発生経緯を分析して、今後の保証事業に活かして行く必要があるものと考えられる。

(産業政策課)

貸付年度別・制度別の代位弁済状況については、毎年度、前々年度の10月から前年度の9月までに実行したものであって前年度3月31日までの損失確定分について、佐賀県信用保証協会から報告を受けているところである。

しかしながら、今後、代位弁済額が増加傾向となれば、損失補償額の増加に伴う県財政への影響も懸念されることから、同協会の統計資料を通じて、毎月の代位弁済の発生状況を注視し、同協会の決算監査等の機会を通じてより詳細な発生経緯の把握・分析に努めるとともに、必要に応じて、同協会との意見交換等を実施していきたい。

高度化資金貸付金（報告書p85）

【監査意見】 債権管理コスト及び債権免除手続きについて

保証人からの少額償還手続には一定額の管理コストが発生しており、早期に債権免除を実施した方が経済合理性が認められるケースもある。特に、上表の過去2年間の回収額がゼロである貸付先や回収があっても極めて少額の貸付先といった保証人が無資力である様なケースに

(産業政策課)

保証人の資力に関する疎明資料を整備し無資力と認められるものについては、佐賀県債権の管理に関する条例第10条に規定する履行延期の特約を行ったうえで同条例第11条に基づき免除を行い、管理コストの削減を図っていきたい。

については、保証人資力に関する疎明資料を整備し、保証人全員が無資力状態と認められれば「佐賀県債権の管理に関する条例」第11条に基づき、債権免除を行うことも可能と考える。

高度化資金貸付金（報告書p86）

【監査意見】 条件変更先への早急な経営改善指導の必要性について

両組合の借入金には民間金融機関借入金も含まれてはいるが、大部分の借入金は高度化資金であり、県は、中小機構と連携して、メイン債権者として早急に経営改善指導を実施することが必要である。

(産業政策課)
 条件変更先の2組合（J組合、M組合）については、中小機構と連携しメイン債権者として早急に経営改善指導を実施していく。
 M組合については、令和2年度に中小機構と協議を行い履行延期の特約を行ったところ。
 J組合については、中小機構の経営サポート事業を活用し今後とも経営改善指導を続けていく。

小規模企業者等設備導入資金貸付金（平成17年度～）（報告書 p 90）

【監査意見】 債権管理コスト及び債権免除手続きについて

保証人からの少額償還手続には一定額の管理コストが発生しており、早期に債権免除を実施した方が経済合理性が認められるケースもある。特に、上表の過去2年間の回収額がゼロである貸付先や回収があっても極めて少額の貸付先といった保証人が無資力である様なケースについては、保証人資力に関する疎明資料を整備し、保証人全員が無資力状態と認められれば「佐賀県債権の管理に関する条例」第11条に基づき、債権免除を行うことも可能と考える。

(産業政策課)
 保証人の資力に関する疎明資料を整備し無資力と認められるものについては、佐賀県債権の管理に関する条例第10条に規定する履行延期の特約を行ったうえで同条例第11条に基づき免除を行い、管理コストの削減を図っていきたい。

小規模企業者等設備導入支援資金（平成27年度～）（報告書p93）

【監査意見】 条件変更先の償還額について

<p>本事業の要領には、3月から2月に事業者から償還があった額を県に償還すると定められている。また、当該条件変更先の状況が更に悪化し、償還額の追加減額、一時停止等の状況が生じた場合には、県は既存の前倒し償還額を同センターに返還する手続きが必要になると考えられる。従って、同センターから県への償還額は、事業者からの償還額に応じて実施されるべきものとする。</p>	<p>（産業政策課） H28年1月に小規模企業者等設備導入支援事業事務要領の改正を行い、3月から2月に事業者から返還があった額を県に返還することとした。 しかしながら、事務処理上の影響が特になかったことから従来どおりの手続きを行っていたところであるが、今後は、要領に則った処理を行いたい。</p>
--	--

九州シンクロトロン光研究センター産業利用コーディネート事業費（報告書P102）

【監査意見】九州シンクロトロン光研究センターの活用について

<p>九州シンクロトロン光研究センターが、費用を上回る成果を上げることができているかについての検証は重要である。県は、設置条例や平成11年に策定した「シンクロトロン光応用研究施設整備基本計画」に基づき、指定管理者と協議を行いながら、利用時間や件数、コスト削減などの目標を設定して活用推進を図っているの で、今後は、シンクロトロン光研究センターの設立目的に掲げられている「地域産業の高度化と新規産業の創出」に対応する目に見える成果を積み上げていくことが期待される。中小企業が大部分の佐賀県にとっては決して容易ではないことは承知しているが、利用料で運営費をまかなえるようになることが理想である。</p> <p>センターは開所よりまもなく15年となる。東北地方に新たなシンクロトロン光関連施設が建設される運びとなり、今後東日本からの利用はこれまでのように見込めなくなる可能性があり、設備は相対的に古くなる。今後は県の主体的で戦略的な経営計画を作成し、今後の方向性に基づき、中長期的な整備計画を策定することが望まれる。</p> <p>シンクロトロン光研究センターが最大限活用され、佐賀県の地域産業に貢献する施設となることを期待する。</p>	<p>（ものづくり産業課）</p> <p>センターは、令和3年2月をもって開所から15年が経過した。</p> <p>これまで、県内外の企業や大学等に幅広く利用されてきたが、一般利用における機密情報の取扱いなどにより、その成果が目に見えるかたちで公表されてきたとは言い難い。また、試験研究機関としての宿命でもあるが、基礎研究に属する定量評価がしづらく、投資効果の検証も困難な状況にある。</p> <p>監査意見に示された利用料収入で施設の維持管理費を賄うことは現実的には困難と考えるが、今後も収入増、コストカットを進めつつ、県内企業等の利用を促進し、成果・成功事例の発現に努めていく。</p> <p>また、センターの運営面、設備面での中長期的な在り方については、県庁内部においてもしっかりと議論を行い、指定管理を担う財団とともに、センターが真に必要なとされる施設となるよう不断に改善を図っていく。</p>
--	---

コスメティック構想推進事業費P105

【監査結果】コスメ産業分野起業者のJCC事務所住所名義使用について

<p>令和元年度にJCC が関与して起業したとされているコスメ関連法人の登記上の住所がJCC の事務所住所と同一となっていた。</p> <p>当法人は、事務所や店舗等をもたない活動形態であり、設立時にJCC 住所で登記してはいるが、実際にはJCC 事務所に一定のスペースを借</p>	<p>（コスメティック構想推進室）</p> <p>本件は、JCC事務局が起業者支援の一環として、JCC事業所と同一住所に法人登記を許可したものであるが、JCC理事会においても経緯は報告されていなかった。</p> <p>本件登記については、県としても不適切であると判断しており、本県の産業労働部副部長も</p>
---	--

りているという事実はなかった。賃貸借契約等に基づくものではなく、賃料等の受領はない。当法人の代表者は、過去にJCCで勤務していた者である。

なお、当法人は法人登記のあと、他県シェアオフィスを契約している。

JCCは県が直営する団体ではないが、JCCの令和元年度の負担金収入の5割超は佐賀県からの負担金であること、佐賀県の産業労働部副部長がJCCの理事に就任していること、佐賀県として成果指標に対する実績として扱っていることからすると、真実性の観点からも本件のようなその場所において事業所としての実態のない登記については、佐賀県として速やかに登記の変更を要求すべきである。

また、JCCは主に唐津地区にコスメクラスターを集積するべく、コスメ関連の起業を支援している。仮に賃貸借契約の上で賃料を受取った実態のあるものだとしても、JCCが公的な資金で運用されている法人である以上、公平性という観点からもそれが元職員等特定の者にだけの利益となるようなことはあってはならない。起業時の費用負担の問題は、どの法人にとっても同じである。今後起業者に対して何らかの支援をするとしても、公平性の視点は不可欠である。

JCC理事の一員であることから、JCC事務局に対し、当法人に登記変更を行わせるよう求めた。

当法人は、令和3年7月に登記変更を行っていることを確認済。

コスメティック構想推進事業費P106

【監査結果】佐賀県補助金等交付規則に準拠していない一連の手続きについて

当事業については佐賀県補助金等交付規則の適用を受けるにも関わらず、同規則に準拠した運用がなされておらず、合規性の観点から問題がある。同規則は、第1条に謳われている通り、「補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため」に整備されているものであるため、準拠した運用がなされていないと予算執行の適正化を図れないリスクがある。よって、早急に同

(コスメティック構想推進室)

コスメティック構想を推進する中核組織として、産学官が連携してJCCを設立。設立以来、行政（県、唐津市、玄海町）とJCCが連携してコスメ構想を推進してきた。当初から協議会的な意味合いが強く、負担金の形式が最も適していると各自治体で判断してきたが、補助金等交付規則の定義においても負担金に該当するか、確認を行っていなかった。

<p>規則に準拠した運用をすべきである。</p>	<p>令和3年度の県の負担金については、負担金交付要綱を制定し、JCCからの申請に基づき負担金の支出を行っている。</p>
--------------------------	---

コスメティック構想推進事業費P107

【監査結果】 成果指標の設定について

<p>成果指標は、より客観的に事業目的に即した形で設定すべきである。JCC の設立趣意書には、「産業の集積」と「雇用の創出」を掲げており、佐賀県としてもこれに賛同して負担金を拠出していると考えられるため、一義的には、誘致企業数及び起業数を成果指標とすべきである。雇用創出数を成果指標とすることも有用であろう。また、誘致企業数や起業数、JCC 会員の国際取引、地産素材活用コスメの発売、コスメ関連事業創業といった指標は、それぞれの性質や経済効果に対する影響は異なっているので、混在させず、それぞれ区分して定めることで、より客観的な効果測定が可能となり、よりよい意思決定を行っていくことが可能となると考える。</p>	<p>(コスメティック構想推進室) 「JCC会員企業等のビジネス取引件数」については、総合計画2015から成果指標として設定してきたものである。今回の監査での指摘以前から、より客観的な効果測定のため、指標の見直しを検討しており、「JCC会員企業等のコスメビジネス（国際取引）」「JCC会員企業等のコスメビジネス（地産素材活用）」「コスメ産業分野起業件数」の3つの指標に細分化し、事業を執行している。合わせて、新たに「コスメティック関連企業等の立地件数」も追加している。（総合計画2019そのものの改訂は見送られた）</p>
--	---

コスメティック構想推進事業費P108

【監査意見】 成果指標に対する実績の考え方について

<p>「佐賀県総合計画2019」で定める指標は、あくまで佐賀県としての成果指標であり、佐賀県の産業振興に寄与するために定めるものである。佐賀県に経済効果をもたらさないビジネスについては、指標にも実績にも含めるべきではない。佐賀県として責任を持ち成果指標の情報確認を行っていただきたい。</p> <p>また、「産業集積」という観点からは、単にその年度の誘致数、起業数、商品開発数等の積み上げではなく、その年度毎の産業集積の状況（例えば、過去に誘致した企業や起業した企業が現在は撤退しているかもしれないといった状況、すなわち、増加だけではなく減少の状況も</p>	<p>(コスメティック構想推進室) 成果指標及び実績については、今後は本県に事業所を有する企業の利益となるもの、本県の地産素材を活用したもの等、何等かの経済効果をもたらすビジネスを計上していくこととした。</p> <p>なお、カウントについては、本指標では誘致、起業、商品開発等コスメ分野の事業を生み出すという実績を積み上げることで、コスメティック関連企業の本県での積極的な事業展開や、新規起業者のチャレンジを促していきたいと考えているため、現総合計画の間は現在の積み上げを維持していきたい。</p>
---	--

<p>把握する。)を反映させることが望ましい。</p> <p>さらに、「起業」の実績については、コスメ産業の集積という観点で実績としてカウントする対象とするか否かの一定の要件定め、企業の実態を慎重に確認する必要がある。</p> <p>「JCC 会員の国際取引件数」の実績についても、現状は佐賀県外の通関を通過してもJCC会員の国際取引件数の実績には含んでいるが、佐賀県内の通関を通る等、佐賀県への経済効果を反映する一定の要件を定める必要がある。</p>	
<p>コスメティック構想推進事業費P108</p>	
<p>【監査意見】 JCCの会長職について</p>	
<p>会長がその役割を全うしていないという事実は、組織の責任者が事実上不在という状況であり定款に照らしても、また、一般的に考えても、適切ではないと考える。そのような法人に県が負担金を拠出するのであれば、JCC の理事会において主たる負担金拠出者である佐賀県として組織運営の改善（理事会や総会への会長の出席、常勤理事の選任等）を求めるべきである。</p>	<p>(コスメティック構想推進室)</p> <p>JCCは設立時から国内外へのビジネス展開を視野に置いていたため、化粧品業界に影響のあるフランス在住の人物を会長に選任した経緯がある。今後の会長職や、法人の業務を執行する代表理事の在り方等、組織運営のあり方については、JCCの理事会において、検討するよう依頼を行っている。</p>
<p>コスメティック構想推進事業費P109</p>	
<p>【監査意見】 美と健康に関する情報発信事業の効果測定について</p>	
<p>当事業については、イベントの参加者数に関する目標は定められていたが、SNS 等での情報配信に関する目標は曖昧であった。コスメティック構想等の県民の理解促進を図ることを目的とし、SNS 等での情報発信を前提とした事業であるので、佐賀県として情報発信の効果の測定（実際にそれぞれの参加者がどのような投稿をしているのか。それに対する反応等の情報収集等。）を積極的に実施すべきであったと考える。</p>	<p>(コスメティック構想推進室)</p> <p>本事業は、SNSによる情報発信を期待したものであり、事業実施直後の反応情報の確認は行っていたものの、個人のSNS情報を継続的にチェックし続けることは困難であった。</p> <p>今後の情報発信事業は、目標を明確にし、より適切な発信手段を選択していきたい。</p>

近年のインターネットの急速な普及で、情報発信のあり方は大きく変わったが、SNS等を利用した情報発信についても、様々な分析機能を利用すること等で効果を検証することは可能である。事業に目標を設定し、その効果測定を適切に行うことは、今後のより有効な事業実施ために不可欠である。

ものづくりの祭典開催費（地方創生推進交付金）（報告書p120）

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認でき、また、そのケースに該当すると判断して当該条文を記載しているため、企画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由も明記した上で事前承認が行われるべきであると考えている。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札に適しないと判断した理由を文章とし

（ものづくり産業課）

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、契約方法として企画コンペ方式による随意契約を選択したため、事前承認事項として、当該契約方法が適用できると規定されている条文（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を記載するとともに、その契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないものであると判断した理由を明記した。

て明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

ものづくりの祭典開催費（地方創生推進交付金）（報告書p121）

【監査意見】 企画コンペ方式における応募者数について

一者だけの応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることでより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。

そのため、今後も一者応募が続くようであれば、競争性が薄まり、企画コンペ方式が求める良質な提案を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。

複数の応募者を確保するための対応は行われているものの、一者応募の原因分析や改善策を次回の公示内容に反映させる等までは行われていない。

（ものづくり産業課）

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、契約方法として企画コンペ方式による随意契約を選択したため、総務省の「調達改善計画」等を参考に前回よりも長い公示期間を確保した。

結果として、今回も一者だけの応募であったことから、その原因等を分析して改善策を次回の公示内容に反映させるなど、今後も引き続き、複数の応募者を確保する対策を検討し、講じていきたい。

したがって、前回と同様の公示内容で応募者が減少しているのであれば、公示内容にも踏み込んで変化させてみることも検討の余地があるのではないかと考える。

今回の企画コンペ方式の参加受付期間は15日間と他の事業と比較して著しく短いわけではないが、「SAGAものスゴフェスタ」は例年2日間にわたって2万人規模の来場者を想定した大規模な事業であるだけに、事業規模や仕様書内容を踏まえると、結果として現状の公示期間では十分な提案の検討が困難などの要因により応募者が減少傾向にある可能性も考えられる。

したがって、例えば、事業規模や仕様書内容に応じて準備期間を比較的長く取れるようなスケジュールにする等、複数の応募者を確保できるよう、従来とは異なる側面からも様々な対策を検討して次回以降の調達に反映していくことが望ましいと考える。

なお、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一者応札の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、今回の調達で一者応募だった企画競争案件である本事業の場合は、次回の調達では公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。

具体的な日数を定めることまではしないにしても、前回調達時に一者応募だった場合にはその原因分析を行うことや、その公示期間は前回よりも延長すること等、一者応募を改善するための基本的な方針を要領等で明確にしておくこ

とも検討の余地があるのではないかと考える。

現場力向上支援事業費（報告書 p 125）

【監査意見】 成果指標について

新規現場改善事業所数は、トレーナーによる個別支援や経営者塾が当該事業の中心的な活動の成果であり、事業目的である現場力向上の支援を測るものとして適切である。

ただ、当該事業が公的な支援であることから、現場力向上や人財の育成を比較的多数の事業者に効率的に支援をしていく手段であるセミナーの参加者数等を成果指標に加えることで支援の深さと広さの両方についての目標をバランスよく達成できるように検討する方が望ましいと考える。（セミナーの参加者が増えることで新規支援先の獲得につながる等、両者の目標が相互に補完的に機能できればなお望ましいと考える。）

（ものづくり産業課）

成果指標に「セミナーの参加者数」を追加し、現行の成果指標である「新規現場改善事業所数」と合わせて、支援の「深さ」（「新規現場改善事業所数」で把握）と「広さ」（「セミナーの参加者数」で把握）の両方について成果の把握、評価ができるよう引き続き検討中である。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーが開催できておらず、セミナーの開催形態やそれに応じた適切な成果指標を今後も検討していく。

現場力向上支援事業費（報告書 p 125）

【監査意見】 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除等の報告の検証体制について

当該報告は、一定の場合には補助金の対象となった経費の消費税等の仕入税額控除分だけ返還が必要であるため、その返還額の有無及び金額を明らかにするためのものである。（消費税の課税事業者が補助金を受け取る場合、消費税額の計算上、補助金は課税対象外である一方、補助対象経費が課税仕入であればその消費税等の額は仕入税額控除に含まれることで消費税納税額を減少させるため、補助金を受け取ったうえで補助対象経費に係る消費税分も負担していないという状況となる。これを調整するために、重複している消費税等の仕入税額の分だけ県に返還を要するものとされている。）

（ものづくり産業課）

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除等の報告に対して、必要な検証を行うための補助資料（検証項目のチェックリストやフローチャート等）を整備し、検証の実効性を組織的に補完し、属人的な要素を低減できるような体制を整えていく。

この点、補助事業者である支援センターは、公益法人であること等により消費税の特例（特定収入に係る仕入税額控除の特例）の適用があり、この特例により補助対象経費の仕入税額は仕入税額控除から除かれるため、補助金対象経費に係る仕入税額は消費税計算上、仕入税額控除に含まれていない。また、補助金確定時に補助金から控除された仕入税額控除もない（補助金確定時に補助金から控除された仕入税額は0円）ため、返還が必要な金額はない。支援センターから提出された報告書も返還金額が0円である報告となっており、報告は適切に行われていると判断できる。

ただ、当該報告に係る一連の流れは、消費税の計算や公益法人等に対するその特例など、非常に特殊な知識を必要とするものであり、報告書の検証が形式的に陥りやすい部分でもあると考えられる。また、人事異動が比較的定期的に行われる自治体の性質も踏まえると、検証の実効性を確保し続けることがより難しい部分であると考えられる。

したがって、当該項目の特殊性を踏まえ、必要な検証を行うための補助資料（検証項目のチェックリストやフローチャート等）の充実や概要等をまとめた書類を使った引継ぎの確保等により、検証の実効性を組織的に補完し、属人的な要素を低減できるような体制を整えることが望ましいと考える。

商工業対策推進活動事業費（地方創生推進交付金）（報告書p130）

【監査結果】 事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

（ものづくり産業課）

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、契約方法として企画コンペ方式による随意契約を選択したため、事前承認事項として、当該契約方法が適用できると規定されている条文（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認でき、また、そのケースに該当すると判断して当該条文を記載しているため、企画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由も明記した上で事前承認が行われるべきであると考え。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適しないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

記載するとともに、その契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないものであると判断した理由を明記した。

【監査結果】 評価の再委託の承認手続きについて

毎年、評価試験のための加工作業について当該事業者へ委託していることは県も承知のことではあったため、実質的には無断で再委託されていたわけではないが、再委託に関する書類のやり取りは行われておらず、再委託の承諾を行った証拠が残されていない。

委託契約書には、再委託をする場合には県の承認を得る必要がある旨の記載がある以上は、佐賀県としては受託事業者から再委託の承諾を求める申請書を受領し、それをもとに承諾した旨の通知を行う、といった再委託の承諾に係る手続きを実施し、明確に証拠を残すべきである。

（ものづくり産業課）

令和3年度の契約においては、再委託をする際には事前に書面で承諾を得ることを契約書に明記しており、既に本条項に従って承諾を求める申請書が提出され、承諾する旨の通知を送付済みである。

【監査意見】メガソーラー県有地内維持管理業務委託の単年度契約について

地方自治法施行令第167条の17によると、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」については、長期継続契約ができるとされている。また、佐賀県長期継続契約に関する条例（平成17年佐賀県条例第16号）によると、「商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの」や、「契約の締結に当たっては、更なる経費の削減や、より上質なサービスを提供する者と契約する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要がある」旨の記載がなされている。

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務については、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結せざるを得ないものであるし、複数年契約を行うことにより、事業者がノウハウ等の蓄積により優れた提案が行えること、また、継続的な運営を行うことでより効率的に業務を運営することが可能となり、さらに、吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務に紐づき現在毎年行っている積算業務委託は3年に1回で足り、コストの削減にも繋がり、地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」という観点からも、長期継続契約の検討が望ましいと考えられる。

(新エネルギー産業課)

意見を受けて確認したところ、平成17年3月に、佐賀県長期継続契約に関する条例（平成17年佐賀県条例第16号）の施行に併せて経営支援本部長名で条例の施行に関する通知（最終改正平成26年3月）が発出されているが、その中で「本条例で定める長期継続契約については、原則として、従前から複数年にわたる契約を締結することが商慣習上一般的であると認められる契約でありながら、会計年度、債務負担行為等の関係から事務的に会計年度ごとに契約期間を区切って契約を繰り返していた契約が対象であり、1日も欠かすことのできない最小限度必要な継続的給付契約である。」と記されている。

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務の内容は下表のとおりで、1日も欠かすことのできない最小限度必要な継続的給付契約には該当しないと考えられることから、即座に長期継続契約へ変更することは難しいが、ご意見の効率的な業務運営やコストの削減等で最小の経費で最大の効果を目指すことは、当然であるため、今後、何が出来るか検討していきたい。

業務内容	数量	回数等
樹木の剪定	133本	年1回程度
施肥	744本	〃
除草	65,110㎡	年2～3回程度
伐竹	1,940㎡	年1回程度
排水施設清掃	一式	年3回程度
道路補修	50㎡	必要に応じて随時

(※数量、回数については概数であり実績により増減する)

産業人材UJターン促進事業費報告書P159

【監査意見】職務分掌について

<p>就業促進事業に関しては「産業人材課」が中心になってそれまでに蓄積してきた経験・ノウハウをもとに効果的・効率的・経済的に実施すべきであり、かつ縦割りの弊害も生じぬように調整役としての「企業立地課」のノウハウも生かして参加企業を充実させ、県内への就業促進を図り、より成果をもたらすことを期待したい。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>本事業については、令和元年度事業として企業立地課が所管し、企画から実施まで産業人材課と一体となって取り組んできたところであるが、令和2年度以降については、産業人材課の所管において、主に県内の大学生等を対象とした取組を行うとともに、移住支援室等において、東京・福岡でのセミナー等を開催している。</p>
--	--

維持管理費、団地改修費及び維持管理費（投資経費）報告書P178

【監査意見】未分譲地について

<p>未分譲地への企業誘致を促進するための維持管理費であるが、半世紀も維持管理費を支出し続けている状況である。確かに産業用地は土地の活用にあたっては制限があるとは思いますが、半世紀にも渡る維持管理費のことを考えれば既に進出している企業に対して譲渡する等を行い、その後の税収や雇用により回収する選択肢も検討した方が良いのではないかと考えます。</p> <p>大規模な産業用地の必要性も理解はできるが、長年にわたり未分譲地として残っている状況を踏まえ、最小の経費で最大の便益をという観点から事業を進めていくべきと考える。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>七ツ島工業団地については、100円リース制度（100円/m²/年）の導入により企業の立地が進み、未立地の用地が少なくなっているところであり、更に企業誘致を積極的に進め、未立地用地の減少、維持管理費の減少につなげていく。また、支障のない範囲で未立地用地の貸付等を行い、未立地用地の有効活用と収入確保に努めているところであり、最小の経費で最大の便益という観点から事業を進めていきたい。</p>
--	---

認定職業訓練校運営補助 報告書P181

【監査意見】消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含む金額で支払われているため、仕入控除税額相当の返還が必要な補助事業者については、その旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明記する必要がある。なお、当該事業は国の制度であるが、平成30年度までは国の要綱においてもこれに関する定めがなかったが、令和元年度より新たに国の交付要綱に規定された。これを受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報告等の運用を開始している。今後は、佐賀県の交付要綱においても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等に関する規定を行うことが必要である。

(産業人材課)
 当該事業の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告等については、令和元年度の国の交付要綱に新たに規定されたが、県の交付要綱に規定していなかった。
 監査後、関連する2つの補助金の交付要綱（「佐賀県認定訓練校運営費補助金交付要綱」及び「佐賀県認定職業訓練施設及び設備補助金交付要綱」）について改正を行い規程を整備し、令和3年3月10日付けですべての認定職業訓練校に通知を行った。

ワーク・ライフ・バランス推進事業費（地方創生推進交付金） 報告書P183

【監査意見】効果検証に基づく事業内容の見直しについて

当該事業により県民、事業者のWLBに対する意識は高まって来ている。一方で有給取得率や労働時間短縮などの具体的成果の面では目標達成には至っていない。大企業に比し、小規模企業や中小企業においては人材の替えが容易でない状況が多い。このように企業の規模等によりWLB推進において人的、資金的な負担が足かせとなっている点、業種によるばらつきが大きい点などを踏まえ、県内の現実・実態に即した事業の見直しを行い、事業者の業務効率化を推進する施策が求められる。WLBの啓蒙から、実践という次のステップに進むことで、さらなる成果が得られることを期待する。

(産業人材課)
 WLBの推進については、ノー残業デーの設定等によるWLBキャンペーンや企業へのアドバイザー派遣を実施するなど、企業の意識啓発に重点を置いて取り組んできた。
 今後、さらにWLBの推進を図っていくためには、引き続き啓蒙の取組を行いつつ、監査意見のとおり、実践への取組支援が必要と考えている。
 そのため、令和3年度は、意欲のある企業に専門家を派遣してモデル事例を創出し、広く情報発信することにより、業種や企業の規模等にかかわらずWLBが実践されるよう取り組んでいく。

認定職業訓練校施設整備費補助 報告書P190

【監査意見】消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含む金額で支払われているので、仕入控除税額相当の返還が必要な補助事業者については、その旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明記し運用する必要がある。なお、当該事業は国の制度であるが、平成30年度までは国の要綱においてもこれに関する定めがなかったが、令和元年度より新たに交付要綱に規定された。これを受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報告等の運用を開始している。今後は、佐賀県の交付要綱においても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等に関する規定を行うことが必要である。

(産業人材課)
 当該事業の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等については、令和元年度の国の交付要綱に新たに規定されたが、県の交付要綱に規定していなかった。
 監査後、関連する2つの補助金の交付要綱（「佐賀県認定訓練校運営費補助金交付要綱」及び「佐賀県認定職業訓練施設及び設備補助金交付要綱」）について改正を行い規程を整備し、令和3年3月10日付けですべての認定職業訓練校に通知を行った。

仕事と子育ての両立支援推進事業費（地方創生推進交付金） 報告書P192

【監査意見】訪問対象エリアの偏りへの配慮について

佐賀市は県内で人口や事業所が最も多く、訪問回数が多くなるのは当然であると思うが、鳥栖市、唐津市や伊万里市といった比較的人口の多い地区が手薄になっている可能性がある。また、人口の少ない地域であっても、そのような地域には一般的に専門家も少ないことに鑑みても、公平性の観点からは、訪問する等地区に大きな偏りがないよう仕様書等での配慮が望まれる。また、手を挙げる事業所が少ないということはいま周知されていない可能性もあるため、より周知される広報を検討していただきたい。

(産業人材課)
 当事業は、仕事と子育ての両立に関心のある企業を重点的に支援するものであるが、仕様書に地域バランスを配慮した記載がなかったことや、県内企業約3,000社に送付したリーフレットについて、企業の関心や意欲を高める訴求力に課題があったものと考えている。
 なお、佐賀労働局の委託事業である「佐賀働き方改革推進支援センター」においても、企業の相談支援を行う専門家派遣事業が開始されたこともあり、当事業は令和2年度末で終了し、現在は、当センターの事業が広く活用されるよう、広報等に協力している。
 今後同様の事業を実施する場合は、今回の監査意見を踏まえて遂行していく。

【監査意見】仕様書の見直しについて

<p>委託業務の仕様書は事業開始の平成25年度から変更されていないとのことであり、情勢や県の方針、委託した専門家からの報告や意見、更には事業所からの声も踏まえ、適時に見直しが必要であると考え。その際には、事業の趣旨を踏まえるならばある程度柔軟な内容とすることを検討する必要があると考える。</p> <p>なお、総務省が実施した「平成29年就業構造基本調査結果」によると佐賀県は夫婦共働き世帯が53.8%（全国10位）である。最近は男性の育児参加への意識が高まっていることが調査等から明らかになっており、佐賀県のこれまでの事業の成果が寄与していると考えている。当事業についても、専門家がこれまで、623の事業所に延べ1,165回個別訪問をし、両立支援を開始した事業所は87事業所にのぼる。今後当事業が専門家の力を最大限活用し、WLBに関する他の事業や、県の横断的な男女共同参画に関する施策との連携も行いながら、県内事業所の両立支援策の構築に貢献する上で、より実効性の高いものとなることを期待している。</p>	<p>（産業人材課）</p> <p>両立支援制度の導入事例としては、男性の3日以上の子育て休業取得に偏っており、監査意見のとおり、仕様書の見直しが課題と認識していたことから、昨今の情勢に鑑み、令和2年度からテレワーク等の在宅勤務に関する就業規則改正を追加する仕様書の見直しを行ったところである。</p> <p>なお、佐賀労働局の委託事業である「佐賀働き方改革推進支援センター」においても、企業の相談支援を行う専門家派遣事業が開始されたこともあり、当事業は令和2年度末で終了し、現在は、当センターの事業が広く活用されるよう、広報等に協力している。</p> <p>また、監査意見を受け、令和3年度については当該事業の成果をWLBに関する他の事業や男女共同参画に関する施策とも連携を図り、男女がともに活躍できる環境づくりに努めている。</p>
---	--

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

<p>委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。</p> <p>したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。</p>	<p>（産業人材課）</p> <p>当事業は、ジョブカフェSAGAの設置により、国の機関であるヤングハローワークSAGAと一体的に運営により、キャリアカウンセリングや職業適性診断から職業紹介まで、ワンストップで総合的な支援を実施するものである。業務の特殊性や専門性から受託者の質を確保する必要があることから、一般競争入札には適さないと判断し、プロポーザル方式による随意契約が適当と判断したものである。</p>
---	--

担当者としては、プロポーザル方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認できるため、プロポーザル方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由と合わせてプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記した上で事前承認が行われるべきであると考え。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。この点、佐賀県の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、同じ県内であっても事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況を確認している。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

しかし、自治体の調達は、一般競争入札が原則であり、例外的に随意契約によることができるとを鑑みれば、随意契約を行う場合は、プロポーザル方式等の調達方法によることと合わせて、その理由を明記すべきであったと考える。

このため、今後、プロポーザル方式等の随意契約による場合は、事前承認の際には、上記のような理由を明記することとした。

若年者就職支援事業費（地方創生交付金） 報告書P196

【監査結果】実績報告書の記載について

実績報告書は、委託事業者が委託内容を遂行したかどうかを示す重要な書類であると考え

る。
仕様書での必須項目については、報告書に明記されているかを確認し、その記載が客観的に

(産業人材課)

当事業では、毎月及び四半期ごとの事業実施状況の報告を受託者に義務付けていることから、毎月の実施状況報告から仕様書に定める業務が実施されていることが明らかであったため、実績報告書に必須事項が漏れていることに

不十分と判断された場合は追記・修正を依頼する等、必ず実施することを求めたのであれば、その要求水準に応じた厳格な対応をする必要があると考える。

なお、委託事業者からの毎月の利用状況の報告において、求職者支援メニューの必須項目毎の利用者数が本所・サテライト別に報告されており、仕様書で求められている支援が実態として行われていることは確認できている。

対して、追記・修正を求めなかったものである。

実績報告書については、委託期間を通じて委託内容の遂行を確認し、それをもって完了を検査するための重要な書類であることから、仕様書の必須事項については、実績報告書への記載が必須である。

このため、今後、仕様書での必須項目については、確実に実施されているかを確認するため、実績報告書に項目ごとの実施内容を記載して提出させ確認することとした。

若年者就職支援事業費（地方創生交付金） 報告書P197

【監査意見】 プロポーザル方式における一社応募について

当該スケジュールでは、仕様書の内容の情報提供が行われ、応募をするか否かの意思決定までの期間が最長8日間、公示から提案書の作成及び提案書提出までが15日間となっており、比較的短いと思われる。（令和元年度からプロポーザル方式で行うこととしたため、企画競争の開催にあたり佐賀県側の必要な準備期間も少なかった等も影響しているものと思われる。）

この点、佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領第5条第3項で、「公示から提案書の提出期限までの期間は、参加者が仕様書の内容を理解し、良質な提案を作成するための日数を見込むこと。」とされており、具体的な日数を確保することまでは求められてはいない。

しかし、一般的には準備期間が短いほど新規参入の障壁は高いものと考えられる。一社応募が続いていた状況からも、結果として、準備期間の短さが一社応募の要因の一つである可能性は考えられる。

一社のみのお応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることでより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。

（産業人材課）

当事業については、令和元年度からプロポーザル方式で受託者選定を行うこととしたため、仕様書作成等の作業に時間を要し、提案募集から企画提案書の提出までが15日間と短かったことが、一社応募の要因になったことは否定できない。

応募しようとする企業が、提案書を作成するために十分な期間を確保することが、1社応募を回避するために必要であり、また、期間を確保することによって、よりよい提案をいただけることにもつながると考える。

このため、特に、前回、一社応募であった事業については、履行期間等も考慮した上で、公告期間を可能な限り長く設定するなどの対策を行った。

今後も、一社応募となった場合はその状況を改善するための原因分析等を行うとともに、改善策を検討した際の過程の記録を残すなどして、一社応募改善に対する取組状況を可視化することについては、まずは徹底を図ることとした。

そのため、このまま一社応募が続くようであれば、競争性が薄まり、プロポーザル方式が求める良質な提案ができる事業者を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。現状でも、一社応募は望ましくないと受け止め、対応策等の検討は行われているものの、その記録までは残されていない。

したがって、一社応募の状況を改善すべく、その原因分析等を実施し、今後の改善策を検討して次回以降の調達に反映していくこと及びその検討の過程の記録を残すことで、一社応募改善に対する取組状況を可視化することが望ましいと考える。

また、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一社応札の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一社応札又は一社応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、前回調達で一社応募だった企画競争案件である本事業の場合は、公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。委託事業の内容や規模等によって様々な状況が

想定されるため、一概に具体的な日数等を設定することはかえって実態に即しない可能性もあるが、一般的に準備に最低限必要と思われる日数を最低限確保すべき日数として設定することや、前回調達時に一社応募だった場合の公告期間は前回よりも延長すること等、一社応募を未然に防ぐため及び一社応募を改善するための基本的な方針を要領等で明確にしておくことも検討の余地があるのではないかと考える。

注) 「一社」と「一者」の表現が混在しているが、産業人材課としては「一社」の表現を用いているが、総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」では「一者」となっており、敢えて統一せずに用いている。

若年者就職支援事業費（地方創生交付金） 報告書P198

【監査意見】 プロポーザル方式における予定価格の積算について

上記の通り、令和元年度の当該事業のプロポーザル方式では予定価格を公表していないが、プロポーザル方式によって決定された事業者に対して予定価格算定の基礎となる見積りを依頼した結果、当該事業者は予定価格を比較的容易に見積り得た状況となっている。

また、予定価格算定の基礎とすべく入手した見積書の見積額を検証した結果そのまま予定価格として採用したこと及び当該事業者が予定価格算定の基礎として提出した見積額と同額で本見積りを提出したことにより、結果として、予定価格を公表していないにもかかわらず、落札率（＝契約額÷予定価格）が100%という状況となっている。

そもそもプロポーザル方式は、公募により幅広く事業者を募集することで一定の公平性を確保しつつ、事業者の技術力や知識等、価格以外

（産業人材課）

予定価格を作成する際に、委託内容に専門性を有していたことから、積算に際し、これまでの実績を参考にするため、平成30年度の受託事業者から見積もりを徴したが、当事業者が令和元年度の事業も受託したため、落札率100%という結果になった。

予定価格は県が作成するものであることから、県で積算が困難な要素に関してのみ、参考見積りを徴す必要があったと考える。

このため、今後、予定価格を作成する際、県が独自に積算することを原則としつつ、独自に積算することが困難な要素がある場合に、複数の事業者から見積りを徴取するなど、公正性や透明性に留意しながら積算を行うこととした。

の要素を重点的に評価して事業者を選定する方法であることから、総合評価落札方式による一般競争入札に比べ価格を考慮する程度が少なくなるものである。

その中でも、選定された事業者との価格交渉の場面で予定価格が機能するものと考えられるため、本来であれば、予定価格は委託金額の過度な膨張を防ぐ機能を発揮できるよう、選定された事業者の影響を可能な限り受けない状況で積算されたものであることが望ましいと考える。

今回のように、一社応募であればなおのこと、随意契約のデメリットである恣意的な価格決定が問題になりやすいため、公正性や透明性に十分に留意したより慎重な運用が求められるといえる。

したがって、県が独自に予定価格を積算することが望ましいが、何らかの理由により予定価格の積算に当たって事業者の協力が必要な場合であっても、複数の事業者に見積を依頼する、あるいは独自に積算が難しい要素のみに限定して見積もりを依頼する、前年度実績額に状況の変化を考慮した調整を加える方法で積算する等、少なくとも特定の事業者の見積内容が色濃く反映された予定価格とならないように留意する必要があると考える。

勤労者福祉金融対策資金貸付金 報告書P201

【監査意見】 新規貸付対応分の預け金額の見直しについて

当該貸付制度は、教育資金も含めた様々な生活資金のために借り入れることができる制度で利便性が高く、資金需要に応える制度としての目的からも、新規貸付分の預け入れ額を少なくしすぎることによって当該金融機関が新規に貸し付けることができる枠が減少し、必要な貸付が行えないことは避けなければならないと考える。

しかし、年度末には預け入れた金額が一旦す

(産業人材課)

勤労者福祉金融対策資金の新規貸付金については、過去の貸付実績を参考に、貸付事業の実務を担当している九州労働金庫と調整しながら必要な金額を確保している。

監査意見を受け、必要な資金量と預託額との間に大きな乖離が生じていないか把握するため、九州労働金庫から月例報告等による本融資の貸付状況や他の類似の貸付金等の状況、借入者の傾向等についてヒアリングを行い、令和4年

<p>べて返還されるとはいえ、年度中預け入れている間は当該資金が利用できない状態になることになりはならず、資金の過剰な預け入れは資金の効率的な活用の観点から、望ましくないと考える。</p> <p>預け入れにより固定化される金額が過剰にならないようにしつつも、必要な貸付は行えるような金額は確保するといった、相反する要素をバランスよく考慮できるよう、新規貸付対応分の預け入れ額の見直しに関する方針や計算方法、金額の変更を行う必要があるかどうかを判断するためのモニタリングの方針等を定めることにより、必要な資金量と実際の預け入れ額との間に大きな乖離が生じていないかを把握できるような仕組みづくりを進めることが望ましい。</p>	<p>度当初予算において、新規貸付分の預託額を縮減する方向で検討している。</p>
---	---

マッチング支援事業費 報告書P212

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

<p>委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。</p> <p>したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。</p> <p>この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適しないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。</p> <p>したがって、例外的な方法である随意契約を</p>	<p>（産業人材課）</p> <p>当事業は、本県へのUターン就職専用のウェブサイト「さがUターンナビ」の改修及び運営に係るものである。効果的かつ効率的にUターン希望者の訴求するサイト運営を行う必要があることから、一般競争入札には適しないと判断し、企画コンペ方式による随意契約が適当と判断したものである。</p> <p>しかし、自治体の調達には、一般競争入札が原則であり、例外的に随意契約によることができることを鑑みれば、随意契約を行う場合は、企画コンペ方式等の調達方法によることと合わせて、その理由を明記すべきであったと考える。</p> <p>このため、今後、企画コンペ方式等の随意契約による場合は、事前承認の際には、上記のような理由を明記することとした。</p>
--	---

選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約によること及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

マッチング支援事業費 報告書P213

【監査意見】 企画コンペ方式の予算額の設定について

予算額に対して決算額は約69%であり、予算額と決算額に比較的大きな乖離がある。(その差額は約6,000千円で、予算額の3分の1に近い金額である。)

当該企画コンペでは、技術的にも優秀な提案が選定された上に事業費額も抑えられており、経済性の観点からは望ましい結果ではあるものの、結果論ではあるが、予算額がやや過大であった可能性も考えられる。

そもそも企画コンペ方式は、契約の目的や性質上、質を追求する必要がある場合に、事業者の技術力や知識等を活用するために用いられる方法であるから、審査の過程においても評価対象は技術力や知識力が中心で、価格は重点的な評価対象とはしない方法である。

言い換えれば、予算の範囲内で可能な限り質の高い提案を募集するために行う方法であることから、予定価格の設定も行われなため、選定にあたり価格交渉の余地が殆どないものと思われる。(企画コンペ方式の場合、完成した案を選んでいため、選定後の仕様変更は行われず、提案された内容で提案者と随意契約を結ぶことになる。)

企画コンペ方式がこのような方法であるとはいえ、経済性の観点からは価格の要素を全く無視することも望ましくない。そうなると、企画コンペ方式の場合、予算設定の段階で慎重かつ

(産業人材課)

当事業は、UJIターン就職希望者と県内企業をマッチングするためのWebサイトの改修及び保守を委託するものであり、専門性が高く、予算積算の際に、複数業者からの見積を参考に予算額を設定したものである。

一方で、県が管理するWebサイトは複数存在することから、県全体の調達実績では、類似の事例があり、その事例も参考に予算額を設定することも可能であったと考える。

このため、今後、同様の事業の予算額の設定に際しては、複数の業者から見積を徴することはもとより、県における類似事業の実績など、多角的な観点から予算額の設定を行うこととした。

適切な金額設定をすることでしか、事業費の過度な膨張に対する牽制を働かせる機会はないものと考えられる。

今回の場合でも、予算設定にあたり複数の事業者から見積りを徴収するなどを行っており、手続きとして重大な問題があったとは言えない。

ただ、見積りを依頼する事業者は、共に事業目的の達成に向けて行動する協力者であるとともに、発注者に対しての受注者という関係にある者であることも念頭に置く必要があると考える。

したがって、企画コンペ方式の予算額の設定にあたっては、類似事例の金額と比較する等、複数見積り以外にも根拠となる方法の検討や、事後的に予算額と決算額に乖離が生じた場合には要因分析等を通じて今後の予算設定の精度向上に努める等、より慎重な対応が求められるものとする。

産業人材確保プロジェクト事業費 報告書P219

【監査意見】佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の総会承認前の執行残返納について

事前に返納に関する取り決めなどが無い限り、資金拠出側の一存で当該資金を回収することは、推進会議の主体性に影響を及ぼす可能性もある。（推進会議の総会の承認なく資金を県が管理するのであれば、県営事業として実施したうえで産学の意見を取り入れながら運営していく体制でもよかったのではないかと、ということにもなりかねない。）

推進会議は全額県からの負担金（上記の通り、一部の財源は国から）で運営されているとはいえ、県から外部の団体に拠出された資金であり、その執行残の返納が自主的なものであるのであればなおさら、その返還の決定は推進会議の意思決定によってなされるべきである。

一度受け入れた資金の返納という事案の性質から考えて、その意思決定機関は推進会議の総

（産業人材課）

執行残の返納に関しては、年度末の総会において返納を行うことの概略の報告を行い、推進会議でのコンセンサスは得られていたとの判断から、総会による決算額の承認を受ける前に、返納を行った。

一方で、返納額については、決算額が確定してはじめて返納するものであることから、決算報告と合わせて総会に議案を上程すべきであったものとする。

今後、執行残が生じ、県への返納が生じる際には、決算報告と合わせて、県への返納額に関して総会による承認を経た後、返納することとした。

会であることが適当と考える。

一般的にも、総会承認により決算が確定するものであり、決算が確定したことにより執行残が確定し、結果として自主返納額が確定するものと思われる。したがって、推進会議の総会承認後に、返納を行うことが望ましいと考える。

あるいは、資金の全額を一度に拠出するのではなく複数回に分けて拠出し、最終回の拠出金額を実際の必要金額に応じて調整することで、そもそも返還がほとんど発生しないような資金の拠出方法を採用する等の対応が可能であれば、そのような方法も考えられる。（この場合、最終回の拠出金額を変更する際には、推進会議の臨時総会を開催し、補正予算の承認を得る必要が生じるものと思われる。）

産業人材確保プロジェクト事業費 報告書P220

【監査意見】佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の運営に関する基本要領等の整備について

今回は、事業の一部が地方創生推進交付金に採択されたことで、自主的に返納しようとする前向きな対応を行った結果、意見を述べる点が生じたものであるが、産学官連携で会議体を運営し目的を達成しようとする試みは非常に有意義なものとする。考える。

ただ、このような、県も構成員に含まれるような会議体を通しての事業運営ということ特殊な状況の事務手続きを行っていくにあたり、原則的な規定である佐賀県財務規則を参考に手続きを進めていくのでは、十分な対応が難しいケースが出てくる可能性も考えられる。

そのため、今後同様の会議体運営が行われる可能性も踏まえ、このようなケースの基本要領等を定めることも検討した方がよいのではないかと考える。

(産業人材課)

産業人材の確保にあたっては、行政だけでなく、産業界や大学等の意見も踏まえた上で進めていくことが重要であり、産学官が連携して取り組む「産業人材確保プロジェクト推進会議」を立ち上げ、県が事務局となって取り組んでいるところ。

推進会議には、県が負担金を拠出していることから、会計処理規定については、地方自治法や佐賀県財務規則を準用したものとしている。

まずは、県が事務局を担っている他の協議会等の会議体において、どのような運用がなされているのかを調査し、適切な事務手続きができるようまずは会計処理規程を見直すこととした。

ひろげよう“佐賀の味”推進事業費 報告書P222

【監査意見】 佐賀牛看板のデザイン費について

安全上の理由により看板が却下されたことにより、他に転用が出来ない場合は看板のデザイン費が無駄になっている。確かにデザインがないと佐賀駅とも具体的な協議ができないという事は理解できるが、事前に打診をする等、経済性の観点から慎重な判断が必要ではないかと考える。

(流通・貿易課)

「佐賀牛」のシルエットを模った広告看板を佐賀駅ホームに設置することを目的として、佐賀駅側との協議を円滑にするため、デザインイメージの作成をデザイン会社へ依頼したが、協議が整わず、看板の設置は実現しなかった。

相手方との調整のため難しい面もあるが、今後は、より事前の調整を綿密に行うなど、慎重な対応を進めたい。

最高の朝ごはん推進事業費 報告書P224

【監査意見】 業務完了報告書の報告内容について

確かに業務委託仕様書にはホームページの更新について、委託業者から佐賀県への更新内容や更新日時の報告義務などの記載はない。ただ、年間のPVの推移についてはホームページの更新時期及び内容との相関関係を分析することで、より効果的及び効率的な運用をすることが可能かと思われる。また、ホームページの更新料等の委託料を支払っていることから、更新時期及び内容の報告を受けることが望ましい。

(流通・貿易課)

業務委託仕様書において、報告に関する記載を明確にしていなかったこと及び業務完了報告を受けた際に、記載内容の確認が十分にできていなかったため、御意見をいただいたところ。

より効果的及び効率的な運用のためには、更新時期及び内容の報告を受けることが望ましい旨ご意見をいただいたため、今後は、業務委託仕様書に報告義務の対象とする項目を明確に記載することや業務完了報告書の作成に当たり、委託業者と報告書記載項目に関する事前の打合せ等を行うことにより対応したい。

最高の朝ごはん推進事業費 報告書P225

【監査意見】 九州佐賀国際空港への「佐賀海苔自動販売機」の設置について

業務委託仕様書には「佐賀海苔自動販売機」の設置および年間を通じた管理・監督の実施とあるが、委託業者からの業務完了報告書において報告を受けていない、つまり業務完了報告書が仕様書（最高の朝ごはん企画・運営業務委託）に基づいた運営となっていないことは問題

(流通・貿易課)

販売実績の報告については、自動販売機の設置先の事業者から定期的に情報提供を受けていたが、業務完了報告書にはこれらに関する記載がされてなかった。

このため、今後は業務委託仕様書に基づき業務完了報告書への記載が必要であることを認識

<p>である。今後は佐賀県として責任を持ち、業務完了報告書において販売実績の報告を受け、佐賀県として把握すべきと考える。</p>	<p>し、業務完了報告書の作成に当っては、事前に委託業者と報告書記載項目に関する打合せ等を行うことにより、報告すべき項目に不足がないか確認する等の対応したい。</p>
--	---

県産農産物新ブランド戦略推進事業費（地方創生交付金） 報告書P228

【監査意見】 繰越金の取扱いについて

<p>令和2年度に繰り越す繰越金は3,417千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約23%と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>令和元年度については、コロナという予期せぬ事態が発生し、年明けに予定していた事業が実施できなくなった影響から、繰越額が大きくなったところであるが、ブランド確立には取組が必要な事業であり、繰越を行い事業を実施することとしたところである。</p> <p>ただし、御指摘のとおり適正な協議会運営を図るためには、繰越金、負担金とが適当であるかの検証は必要なので、しっかりと確認しながら適切に対応をしていきたい。</p>
---	--

佐賀のイメージアップ総合戦略事業費 報告書P234

【監査意見】 繰越金の取扱いについて

<p>令和2年度に繰り越す繰越金は2,740千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約55%と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>令和元年度は年明けから新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、フェアやイベントの開催が中止または延期となったため、予定していた事業が実施できなかった。</p> <p>令和元年度の多額の繰越金は新型コロナウイルス感染拡大の影響があったため、次年度は様子を見たい。</p> <p>また、事業内容が硬直化しつつあるため、次年度より新たな事業（新海苔キャンペーン、手巻き寿司企画）を実施していく。</p>
---	--

中小企業海外展開ステップアップ支援事業費報告書P238	
【監査意見】 補助事業の内容について	
<p>確かに中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金交付要綱第3条の補助対象事業に基づく支出であるが、経済性の観点から佐賀県としてもう一步踏み込んだ内容まで把握・管理する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>当該事業の補助対象経費として委託費を認めており、補助事業者が実施する委託事業について、その内容について口頭での聞き取りは行っていたものの、実績報告において委託内容の詳細について書面での提出を求めていなかった。</p> <p>今後は、補助対象事業として一定金額以上の委託業務があった場合は、その内容及び成果について実績報告において書面で提出させることとする。</p>
中小企業海外展開ステップアップ支援事業費報告書P238	
【監査意見】 消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について	
<p>本事業の交付要綱第5条3項の中で補助事業者が補助金を申請するときには、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税を除外して申請しなければならない、とあり、消費税が課税事業者ではない場合（控除対象仕入税額として仕入税額控除しない場合）も消費税相当分は補助しないこととなっている。</p> <p>確かに消費税相当分を補助の対象とするかどうかは行政の方の裁量であり、仮に消費税等込みで補助した場合に消費税等の申告書で仕入税額控除した場合は、返還の問題が生じ、事務負担も増大となる。</p> <p>しかしながら、課税事業者ではない事業者、もしくは100%の仕入税額控除を受けていない事業者も存在し、その事業者が最初から消費税等相当分まで補助を受けることができないと、同様の補助金対象となる事業を行っても課税売上割合等によってその事業者の実負担額が異なり、公平性が損なわれてしまう。</p> <p>消費税等の仕入税額控除の確定を以て精算する運用は事務負担が生じることも理解できるが、事業者間の公平性という観点から、事業者の仕入税額控除の状況を考慮した運用を期待したい。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>当該補助金においては、ご指摘のとおり消費税非課税事業者に対しても消費税相当分の補助金を交付していない実態はある。</p> <p>これは、当該補助金の交付対象者が県内の中小事業者であることから、補助事業者側の事務負担軽減という意味合いもある。</p> <p>今後、補助事業者における非課税事業者の割合や仕入税控除を考慮した運用とすることでの事務負担増に伴う補助事業実施への影響の有無などを調査し、類似事業の動向も踏まえ、より適切な運用の在り方を研究していく。</p>

さが伝統産業等創造支援事業費報告書P241

【監査意見】 展示会等への出展などに対する補助について

<p>令和元年度の実績報告書から判断すると、目標を達成している事業者は売上高では23%、利益では23%、取引件数では36%と少ない。また、目標の50%も成果を出せていない事業者は売上高では60%、利益では32%、取引件数では47%と多い。現時点では当事業において相当の効果があつたと判断することは難しい。</p> <p>当事業は意欲的な事業者の取組を支援し、積極的な事業化を促し伝統的地場産業の振興を図ることになる。佐賀県として、なぜ目標を達成できなかったのかの見直しをサポートし、地場産業の振興を実現していただきたい。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>当該事業においては、新規性・独創性等の高い意欲的な取組を補助対象としていること、また、新商品開発・開発商品のブラッシュアップ・販路開拓等様々なフェーズの事業者が存在していることなどから、当該年度に取引に結び付かない場合も少なくないものとする。</p> <p>そのような中であっても、令和元年度から審査会による事業者選定を取り入れるなど適宜補助制度の見直しを行っているところであり、今後も産地と意見交換を行いつつ、より効果的な補助制度としていきたい。</p>
--	---

産地再生プロモーション事業費報告書P243

【監査意見】 産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助について

<p>補助金の額は目標とする効果を期待して交付されるものであるが、現状は実績が目標値を大幅に下回っている状況である。事業費は縮小傾向にあるが、令和元年度の目標値と実績値の乖離の分析のサポート、PDCA サイクルに基づく改善策の検討や、必要に応じた事業規模の縮小等の検討も必要であるとする。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>伊万里・有田焼産地組合は本補助事業を活用し、①東京インターナショナル・ギフト・ショー、②テーブルウェア・フェスティバルに出展している。</p> <p>①については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の影響から例年と異なる会場での開催となり、来場者数は前年比約87%（約27万人）に減少したものの、産地組合の売上は前年比約210%（8百万円）に倍増しており、また、②についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年比約93%（約26万人）に減少したものの、産地組合の売上は前年比102%（23百万円）と売上を維持していることから、元々の目標が高すぎることを考えられる。</p> <p>今後、目標設定等について、産地組合と意見交換しつつ、目標値と実績値の乖離を小さくしていきたい。</p>
--	---

県産品販売支援事業費 報告書P248

【監査意見】 補助事業の内容について

<p>委託業者からさが県産品流通デザイン公社に対して業務完了報告書などは提出されているが、中身について詳細な内容まで記載がなく、委託内容の詳細が把握できない。ヒアリングの結果、おそらくは80品目ほどの商品棚の設置であるとのことである。佐賀県としては、補助金の用途の経済性の観点から無駄なコストがないことの確認のためにももう一步踏み込んだ内容まで業務報告書を活用し把握する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>実施主体であるさが県産品流通デザイン公社において、委託契約時における委託内容の確認が不十分であり、県も補助金の現地検査の際に、書類の確認が十分にできていなかった。</p> <p>補助金の用途の経済性の観点から無駄なコストがないことの確認のために、委託内容の詳細の把握は必要であることから、今後は補助金の現地検査の際に、一定金額以上の委託契約については、委託契約書や業務完了報告書等の関係書類の確認を行うなどにより、改善を図っていききたい。(令和2年度実績に係る検査から実施済)</p>
---	---

県産品販売支援事業費(地方創生推進交付金) 報告書P252

【監査意見】 繰越金の取扱いについて

<p>令和2年度に繰り越す繰越金は16,365千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約96%と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>香港での民主化デモや新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、令和元年度の未執行額が増えたこと等により、令和元年度から令和2年への繰越金は大きく増加した。</p> <p>令和2年度においては、毎年度同額を負担するのではなく、事業計画に基づき、負担金額を決定することが適当であると考えたため、事業計画を見直し、例年の2分の1の金額に負担金を減額する対応を行った。</p> <p>今後も、負担金の過度な増加が見込まれる場合には、必要性等を検証した上で、負担金額を決定することとしたい。</p>
--	--

【監査意見】九州貿易振興協議会への負担金について

<p>県内企業にとっては、商談会を通して大きな商取引となる可能性もある。佐賀県として負担金を支出するのであれば、多くの県内企業が参加できるように創意工夫が必要ではないかと考える。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>令和元年度において、さが県産品流通デザイン公社のネットワークを活用して参加者の募集を行っていたが、商談会の参加企業、全43社のうち県内企業は1社のみだった。</p> <p>この点、商談会の条件等により、参加する県内企業数の増減、地域的な偏りは一定程度あると考えるが、参加数を増やすための工夫は必要と考え、令和2年度は、当課でヒアリングを行った企業に直接情報提供するなど参加企業を増やすために周知方法を工夫した。</p> <p>この結果、各取組に延べ15社程度が県内から参加されたため、次年度以降も、当課及びさが県産品流通デザイン公社のネットワークを活用し、一定程度の参加が見込まれるよう、周知方法等を工夫して行っていきたい。</p>
---	---